

**身体障害者・知的障害者・精神障害者のために使用される自家用自動車に対する
自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免制度について**

**令和6年2月
秋田県**

身体が不自由であったり、心身の発達に障害があつて「2 障害の範囲一覧」に該当する方が所有する自動車については、これらの方が自動車に乗ることにより他の方と同じような社会生活ができるように「自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免制度」が設けられております。

1 減免を受けることができる方（以下、身体障害者等といいます。）

- 次に掲げる方のうち、「2 障害の範囲一覧」に該当する方
- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 | (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 |
| (3) 療育手帳の交付を受けている方 | (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 |

2 障害の範囲一覧

障害の区分		身体障害者等本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
(1)	視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
(2)	聴覚障害	2級および3級		2級および3級	
(3)	平衡機能障害	3級		3級	
(4)	音声機能障害 (喉頭摘出者に限る。)	3級	特別項症から第2項症までの各項症		
(5)	上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
(6)	下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
(7)	体幹不自由	1級から3級までの各級および5級			特別項症から第4項症までの各項症
(8)	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級および2級 (一上肢のみの運動機能障害を除く。) 移動機能 1級から6級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および2級 (一上肢のみの運動機能障害を除く。) 1級から3級 (3級の場合、一下肢のみの運動機能障害を除く。)	特別項症から第3項症までの各項症
(9)	心臓機能障害				
(10)	じん臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
(11)	呼吸器機能障害				
(12)	小腸機能障害	1級、3級および4級			
(13)	ぼうこうまたは直腸機能障害				
(14)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
(15)	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
(16)	知的障害	療育手帳「障害程度(総合判定)」A			
(17)	精神障害	精神障害者保健福祉手帳 1級			

※ **身体に複数の障害を有する場合、身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」を、個々の障害の区分の等級としてください。そのいずれかが上記対象範囲内であれば、減免の対象となります。**

(例) 手帳の障害名が心臓4級、上肢3級、「身体障害者等級表による級別」が2級の場合、心臓2級、上肢2級としてください。

3 減免を受けることができる自動車

【自動車税種別割(年税額全額)を減免】

課税される年度の**4月1日午前0時現在で身体障害者等が「所有者」(※1)となっている自動車のうち、運転者および使用目的が下の表に該当する自動車**

【自動車税種別割(取得の翌月以降分)を減免】

4月1日以降に身体障害者等が新車新規または中古新規により取得する自動車で、**身体障害者等が「所有者」(※1)となる自動車のうち、運転者および使用目的が下の表に該当する自動車**

【自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割(全額)を減免】

身体障害者等が取得する自動車で、**身体障害者等が「所有者」(※1)となる自動車のうち、運転者および使用目的が下の表に該当する自動車**

自動車の要件			
	所有者 ※1	運転者	使用目的
(1)	身体障害者	身体障害者本人	日常生活等
(2)	身体障害者 (身体障害者が18歳未満の場合は、同居家族の所有でも可 ※2)	身体障害者と同居し、生計を一にする方※3	身体障害者の通学、通院、通所および生業※4
(3)		身体障害者を常時介護する方※5	障害者のみで構成される世帯(※6)に属する身体障害者の通学、通院、通所および生業
(4)		知的障害者本人 精神障害者本人	日常生活等
(5)	知的障害者 精神障害者 (同居家族の所有※1でも可)	知的障害者と同居し、生計を一にする方 精神障害者と同居し、生計を一にする方※3	知的障害者または精神障害者の通学、通院、通所および生業※4
(6)		知的障害者を常時介護する方 精神障害者を常時介護する方※5	障害者のみで構成される世帯(※6)に属する知的障害者または精神障害者の通学、通院、通所および生業

※1 割賦販売により所有権を留保されている自動車の場合は、自動車の「使用者」でも受けられます。

※2 課税される年度の4月1日午前0時時点または自動車を取得する時点で、身体障害者が18歳未満の場合は同居し生計を一にする方の所有(※1)でも減免を受けることができますが、18歳になっている場合は、その時点で身体障害者本人が「所有者(※1)」になっていなければなりません。

※3 身体障害者等と同居し、定期的に身体障害者等を乗せて運転する方

※4 施設入所・長期入院の場合は使用目的が「帰省」となります。継続して月一回以上、減免を受けている自動車に乗用し、
自宅へ帰省することが要件です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅に帰省することができない場合は、令和6年度に限り減免を受けられます。

※5 身体障害者等と別居しており、1年以上の間、週3日程度以上、身体障害者等本人のために運転を行っているか、行う見込みのある方

※6 身体障害者等一人だけの世帯や、その世帯の人が全員身体障害者手帳等の交付を受けている世帯

4 減免を受けることができない場合

(1) すでに減免を受けている自動車がある場合

減免を受けることができる自動車は、身体障害者等1人について1台です。減免を受けている自動車から新しい自動車に乗り換える場合は「6 減免申請の手続き」の(3)を参照してください。

(2) すでに市町村で減免を受けている軽自動車がある場合

減免を受けることができるものは、身体障害者等1人について自動車又は軽自動車のうちどちらか1台です。同一年度で減免を受けた軽自動車を所有している場合は自動車税種別割の減免を受けることはできません。減免を受けている軽自動車から新しい自動車に乗り換える場合は「6 減免申請の手続き」の(3)を参照してください。

(3) 自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車やリース車の場合

5 減免申請に必要な書類

(1)	減免申請書	総合県税事務所および各支所に備え付けてあります。 県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免制度について」からもダウンロードできます(画面右上の「サイト内検索」に「5852」と入力してください)。
	身体障害者の方	身体障害者手帳または戦傷病者手帳 ※1
(2)	知的障害者の方	療育手帳 ※1
	精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳 ※1
(3)	運転者の運転免許証 (コピー(表裏)可)	※1
(4)	自動車検査証 (コピー可)	※1
(5)	身体障害者等と同居し、生計を一にする方が運転する場合 施設入所、長期入院をしている身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合 身体障害者等と同居し、生計を一にする方が所有する自動車を知的障害者本人または精神障害者本人が運転する場合 常時介護する方が運転する場合	生計同一証明書 ※2 (発行日から一ヶ月以内のもの 施設入所・長期入院の場合、使用目的は「帰省」) 常時介護証明書 ※2(発行日から一ヶ月以内のもの)

※ 1 記載事項(住所・氏名等)に変更がある場合は、予め記載変更の手続きを行ってください。

※ 2 証明を受ける際には、身体障害者等と運転者等との同居の有無、身体障害者等の通院・通勤・通学等の事実、そのための自動車の必要性などについて確認が行われます。発行については、下表を参照してください。

証明を受ける際は、上記(2)、(3)、(4)の書類が必要です。(市町村によっては、申請に印鑑が必要です。)

対象者	生計同一証明書・常時介護証明書の発行(問い合わせ先)
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	市・福祉事務所 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、秋田市に住所を有する方は秋田市保健所)
戦傷病者手帳の交付を受けている方	町村・福祉担当課
	県・福祉政策課

6 減免申請の手続き

(1) 減免申請する年度の4月1日午前0時現在で所有している自動車で減免を受ける方

その年度の4月1日から自動車税種別割の納期限までに必要書類を提出してください。

○提出先 総合県税事務所課税第四課または各支所

(2) その年度の4月1日以後に取得する自動車で減免を受ける方

申告を行う際に、「自動車税(環境性能割・種別割)申告書」または「軽自動車税環境性能割申告書」とともに「必要書類」を提出してください。

登録手続きを販売店等に依頼している場合は、減免申請も同時に行いたい旨を、必ずその担当者にお伝えください。

このときに手続きをしないと、その年度は減免を受けることができません。

○提出先 自動車：自動車会議所申告窓口、軽自動車：軽自動車検査協会秋田事務所内申告窓口

(3) 現在減免を受けている方が自動車を買い換える場合

上記(2)と同じ手続きをしてください。ただし、次の制限があります。

現在減免を受けている自動車を抹消登録・返納、所有権移転登録する前は、新しい自動車での減免は受けられません。

②新しい自動車を ①減免を受けている自動車を ↓		自動車税種別割の減免		(軽)自動車税環境性能割の減免	
新車新規／中古新規 登録で取得	所有権移転登録で 取得	新車新規／中古新規 登録で取得	所有権移転登録で 取得	受けられる	受けられる
抹消・返納 した後に (同日含む)	受けられる	受けられない(注)	受けられる	受けられる	受けられる
所有権移転登録	受けられない(注)	受けられない(注)	受けられる	受けられる	受けられる

(注)取得した年度においては減免されませんが、翌年度分から減免を受けることができます。その場合上記(1)の手続きをしてください。

(4) 年度の途中で身体障害者等になった方

自動車を所有している方が身体障害者等に該当することになった年度の翌年度分から減免を受けることができます。その場合上記(1)の手続きをしてください。

(5) 減免を受けている自動車について申請内容に変更なく、継続して減免を受ける方

減免申請は原則として毎年度必要ですが、申請内容に変更がない場合は毎年2月～3月に総合県税事務所から送られる「減免申出書」に必要事項を記入し、切手を貼って封筒で郵送するか、電子申請により、総合県税事務所または各支所に直接提出してください(感染症予防のため郵送または電子申請での提出にご協力ください)。

「減免申出書」の提出期限は3月25日です。

申請内容に変更がある場合には、あらためてその年度において上記(1)の手続きをしてください。

(6) 身体障害者等の利用に供する自動車の減免について

車検証上の車体の形状が「車いす移動車」、「患者輸送車」又は「入浴車」であり、自動車の登録番号が8から始まる自動車は、申請により減免を受けることができます。詳しくは総合県税事務所課税第四課へお問い合わせください。

7 減免申請書の提出先等

総合県税事務所 課税第四課	〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2	(秋田地方総合庁舎1階)
総合県税事務所 鹿角支所	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1	(鹿角地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 北秋田支所	〒017-0872 大館市片山町三丁目14-5	(大館地区総合庁舎)
総合県税事務所 山本支所	〒016-0815 能代市御指南町1-10	(山本地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 由利支所	〒015-8515 由利本荘市水林366	(由利地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 仙北支所	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	(仙北地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 平鹿支所	〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41	(平鹿地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 雄勝支所	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10	(雄勝地域振興局庁舎1階)

●減免制度についてのご質問は、電話でも受け付けております。

018-860-3339



秋田県総合県税事務所課税第四課

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2
(秋田地方総合庁舎1階)

※ 減免を受けた自動車が、減免の規定に該当しないこととなった場合は、総合県税事務所に申告しなければなりません。身体障害者等の方が亡くなった場合や車の使用目的が変更になるなど、申請の内容から状況が変わる場合はご連絡ください。

※ 令和元年10月1日から、自動車税は自動車税種別割という名称に、自動車取得税は自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割という名称になりました。